関係省令の整備(第一条―第五条)

経過措置 (第六条)

る省令

平成三十年十一月三十日

農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備及び経過措置に関す

農林水産大臣

吉川

農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴第三十四条第四項及び第五項並びに第四十四

| 目 | 財第第次 | 則二一 | 章章

う農林水産省関係省令の整備及び経過措置に関する省令を次のように定める。

四条第一項並びに農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第三条第二項、第三項及び第七項、第農薬取締法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十三号)の施行に伴い、並びに同法附則第 七条第一項及び第五項並びに第八条第二項及び第六項(これらの規定を同法第三十四条第六項におい 〇農林水産省令第七十五号 条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、 て準用する場合を含む。)、第十七条第一項、第二十条、

(農薬取締法施行規則の一部改正) 第一章 関係省令の整備

第

ないものは、これを削る。 れを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分が 後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、こ 対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正 一条 農薬取締法施行規則(昭和二十六年農林省令第二十一号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに

二 安定性、分解性その他の物理的化学的性状に関する試験成績 薬効に関する試験成績 薬効に関する試験成績 薬物に関する試験成績	5農薬原体の組成の農薬原体の組成の場合では、100円の関連の関連の関連の関連の関連の関連の関連の関連の関連の関連の関連の関係を提出することの関係を提出することの関係を提出する。100円の関係を関係している。100円の関係を対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	し、当該申請に系る農薬の使用方法その他第二条 法第三条第二項の農林水産省令で定める資料は、次に掲げる資料とする。ただ。	(削る)	(登録申請書の様式) 第一条 農薬取締法(以下「法」という。)第 第一条 農薬取締法(以下「法」という。)第 1条において同じ。)の規定により提出する申 条において同じ。)の規定により提出する申 者において同じ。)の規定により提出する申 者において同じ。)の規定により提出する申 者において同じ。)の規定により提出する申 者において同じ。)の規定により提出する申 者において同じ。)の規定により提出する申 者において同じ。)の規定により提出する申 者において同じ。)の規定により提出する申	改正後
3 農林水産大臣は、第一項の規定により提出のあつた農薬が公定規格に適合しないものである場合において、ほ場試験その他これに類する試験の必要があると認めるときは、当該試験に必要な見本の最少量の追加は、当該試験に必要な見本の最少量の追加は、当該試験に必要な見本の最少量の追加を対している。		第一項の看觸(以下「再預觸」というの第一項の看觸(以下「再預觸」というの有効期間の満了する日の二月前までにしなければならない。  (提出すべき見本) (提出すべき見本) (提出すべき見本) (表別、登録を受けようとべき農薬の見本の量は、登録を受けようとべき農薬の見本の量は、登録を受けようとでも、	条 に 	(登録申請書の様式は、別記様式第一号により 第一条 農薬取締法(以下「法」という。)第 第二項、第三条、第三条の二第一項並びに 第二項、第三条、第三条の二第一項並びに 第十六条において同じ。)の規定により提出	改正前

官

第四条 法第三条第三項

(提出すべき資料の省略)

項において準用する場合を含む。

次項にお

五 人に対する影響に関する次に掲げる試

イ 験 成績 性その他の毒性に関する試験成績 伝毒性、発がん性、生殖毒性、神経毒 動物の体内での代謝に関する試験成 急性毒性、 短期毒性、 長期毒性、

残留に関する試験成績 植物の体内での代謝及び農作物等への 食肉、鶏卵その他の畜産物を生産する

家畜の体内での代謝及び畜産物への残留 に関する試験成績 に関する試験成績 環境中における動態及び土壌への残留

げる試験成績の試験に用いられた試料の する試験成績 分析法に関する試験成績 第一号及び第六号から第八号までに掲

水産動植物及び家畜に対する影響に関

その他農林水産大臣が必要と認める

2 | の他農林水産大臣が必要があると認める場 四条第一項の登録を受けている農薬に含ま る農薬が、現に法第三条第一項又は第三十 出を求めることができる。 記様式第二号による当該見本の検査書の提 合は、二百グラム以上の農薬の見本及び別 れる有効成分以外の有効成分を含む場合そ 前項各号に掲げるもののほか、申請に係

(登録申請書等の経由)

第三条 法第三条第二項の規定により農林水 出することができる。 行政法人農林水産消費安全技術センター 産大臣に提出する申請書及び資料は、独立 (以下「センター」という。)を経由して提

(新設)

(法第三十四条第六

(登録申請書の経由)

第三条 法第二条第二項の規定により農林水 の検査書並びに再登録の申請の場合におけ載した書類並びに農薬の見本、前条第二項 産大臣に提出する申請書、農薬の薬効、 全技術センター(以下「センター」という。) る登録票は、独立行政法人農林水産消費安 を経由して提出することができる。 毒性及び残留性に関する試験成績を記 薬

> できるものとする。 るものに限る。以下この条において「既登 請に係る農薬の農薬原体が、提出された資 合に、次に掲げる資料について行うことが び毒性の強さにおいて同等と認められる場 録農薬」という。)の農薬原体とその成分及 該登録を受けた日から十五年を経過してい 十四条第一項の登録を受けている農薬(当 料からみて、現に法第三条第一項又は第三 いて同じ。)の規定による資料の省略は、 された日から十五年を経過しており、か 当する既登録農薬についての資料が提出 から第八号までに掲げる資料(これに相 に限る。) 並びに同項第五号イ及び第六号 水分解性及び水中光分解性に関するもの 第二条第一項第二号に掲げる資料(加

られるときに限る。) 同じ。)の審査を行うに足りるものと認め いて準用する場合を含む。次号において 第三条第四項(法第三十四条第六項にお 当該既登録農薬についての資料が法

年を経過しており、 査を行うに足りるものと認められるとき 薬についての資料が法第三条第四項の審 についての資料が提出された日から十五 行ったもの(これに相当する既登録農薬 げる資料のうち農薬原体を用いて試験を 第二条第一項第五号ロ及び第九号に掲 かつ、当該既登録農

2 | を希望する者は、別記様式第三号の申出書 を提出しなければならない。 法第三条第三項の規定による資料の省略

して行うことができる。 (センターにおける審査に関する業務) 前項の申出書の提出は、

第五条 センターは、法第三条第五項(法第 る調査、分析及び試験並びに試験成績の信 農薬の成分、物理的化学的性状、薬効、薬 む。) に規定する審査に関する業務として、 頼性に関する調査を行うものとする。 三十四条第六項において準用する場合を含 人畜に対する毒性その他の特性に関す

センターを経由

(登録の申請に係る検査)

第三条の二 法第二条第三項(法第十五条の 項の規定により提出された農薬の見本の調 検査は、法第三条第一項各号のいずれかに 該当するかどうかについて、法第二条第1 三項及び次条において同じ。)の規定による 一第六項において準用する場合を含む。 分析及び試験によつて行う 第

(削る)

2 | 果報告書により、当該業務の結果を農林水 たときは、遅滞なく、別記様式第四号の結 産大臣に報告しなければならない センターは、前項に規定する業務を行っ

3 |

(手数料の納付方法)

第六条 法第三条第八項 (法第三十四条第六 数料は、収入印紙で納付しなければならな 第四項(法第六条第四項(法第三十四条第 項において準用する場合を含む。)、第五条 いて準用する場合を含む。)の規定による手 む。)並びに第七条第六項及び第八条第七項 六項において準用する場合を含む。) 及び第 三十四条第六項において準用する場合を含 (これらの規定を法第三十四条第六項にお

(登録票の交付の経由)

第七条 法第三条第九項 (法第三十四条第六 登録票の交付は、センターを経由して行う 第二項第五号において同じ。)の規定による 項において準用する場合を含む。第十四条

(地位を承継した者の届出手続)

第八条 法第五条第三項(法第三十四条第六 の書替交付又は交付の申請は、別記様式第 おいて同じ。)の規定による届出及び登録票 項において準用する場合を含む。第三項に ければならない。 五号による届出及び申請書を提出してしな

3 替交付及び登録票の交付は、 由して行うものとする。 法第五条第三項の規定による登録票の書 センターを経

> 2 | 他の特性の同一性に関する調査、 他の特性の同一性に関する調査、分析及び物理的化学的性状、人畜に対する毒性その は、現に登録を受けている農薬との成分、 試験を含むものとする。 前項の農薬の見本の調査、分析及び試験

ればならない。 | 式第二号の二の検査結果報告書により、当る検査を行つたときは、遅滞なく、別記様 該検査の結果を農林水産大臣に報告しなけ センターは、法第二条第三項の規定によ

(登録票の交付の経由)

第三条の三 法第二条第三項の規定による登 録票の交付は、センターを経由して行うも のとする。

(手数料の納付方法)

第四条 法第二条第六項 (法第六条の二第四 印紙で納付しなければならない。 場合を含む。)の規定による手数料は、 おいて準用する場合を含む。)及び法第五条 項(法第十五条の二第六項において準用す 及び第十五条の二第六項において準用する の二第六項において準用する場合を含む。) の二第四項(法第六条第四項(法第十五条 る場合を含む。)及び第十五条の二第六項に

(新設)

(地位を承継した者の届出手続)

第四条の二法第五条の二第三項 出及び登録票の書替交付又は交付の申請 条の二第六項において準用する場合を含 請書を提出してしなければならない。 第三項において同じ。)の規定による届 別記様式第二号の三による届出及び申 (法第十五

3 を経由して行うものとする。 の書替交付及び登録票の交付は、 法第五条の二第三項の規定による登録票 センター

(登録票等の備付けの方法)

第九条 法第六条第一項(法第三十四条第六 票又はその写しを製造場又は事務所におい 項において準用する場合を含む。) の規定に て閲覧しやすいようにしてしなければなら よる登録票又はその写しの備付けは、登録

(登録を受けた者の届出手続等)

及び申請書を提出してしなければならな 出してしなければならない。ただし、変更 |項において準用する場合を含む。以下この||十条 || 法第二十四条第六 録票を添付し、別記様式第七号による届出 る届出及び登録票の書替交付の申請は、登 る場合における法第六条第二項の規定によ のあった事項が登録票の記載事項に該当す 届出は、別記様式第六号による届出書を提 項及び第六項において同じ。)の規定による

2 法第六条第三項(法第三十四条第六項に 請は、別記様式第八号による再交付申請書 おいて準用する場合を含む。第六項におい を提出してしなければならない。 て同じ。)の規定による届出及び再交付の申

出してしなければならない。 届出は、別記様式第九号による届出書を提 おいて準用する場合を含む。)の規定による 法第六条第五項(法第三十四条第六項に

出してしなければならない。 届出は、別記様式第十号による届出書を提 おいて準用する場合を含む。)の規定による 法第六条第六項(法第三十四条第六項に

(変更の登録の申請)

第十一条 法第七条第一項 (法第三十四条第 の条において同じ。)の農林水産省令で定め る事項は、次に掲げる事項とする。 六項において準用する場合を含む。以下こ

称及び代表者の氏名)及び住所 氏名(法人の場合にあっては、 その名

(登録票等の備付けの方法)

第四条の三 法第六条第一項 (法第十五条の 所において閲覧しやすいようにしてしなけ 規定による登録票又はその写しの備付け ればならない 二第六項において準用する場合を含む。)の 登録票又はその写しを製造場又は事務

(登録を受けた者の届出手続等)

第五条 交付の申請は、登録票を添附し、別記様式 第四号による届出及び申請書を提出してし が登録票の記載事項に該当する場合におけ る同項の規定による届出及び登録票の書替 ればならない。ただし、変更のあつた事項 様式第三号による届出書を提出してしなけ において同じ。)の規定による届出は、別記 六項において準用する場合を含む。第六項 なければならない。 法第六条第二項(法第十五条の二 第

3 2 申請は、別記様式第五号による再交付申請 において準用する場合を含む。第六項にお 書を提出してしなければならない。 いて同じ。)の規定による届出及び再交付の 法第六条第三項(法第十五条の二第六項

る届出は、別記様式第五号の二による届出 において準用する場合を含む。)の規定によ 書を提出してしなければならない。 法第六条第五項(法第十五条の二第六項

る届出は、別記様式第五号の三による届出 書を提出してしなければならない。 において準用する場合を含む。)の規定によ 法第六条第六項(法第十五条の二第六項

5 6

(適用病害虫の範囲等の変更の登録の申

第六条 法第六条の二第一項 (法第十五条の 林水産省令で定める事項は、次の各号に掲 げる事項とする。 下この条及び第十六条において同じ。)の農 一第六項において準用する場合を含む。 以

称及び代表者の氏名)及び住所 氏名(法人の場合にあつては) その名 うとする者は、

法第八条第三項(法第三十

[条第六項において準用する場合を含む。]

第十二条 法第八条第一項(法第三十四条第

(新設)

(再評価の申請等)

六項において準用する場合を含む。次項に

いて同じ。)の規定による再評価を受けよ

2 |

第三条、

第五条及び第七条の規定は、

第八条第一項の規定による再評価について

十二号の申請書を提出しなければならな の資料を提出する際に、併せて別記様式第

水産省令で定める期間は、概ね十五年とす

六項において準用する場合を含む。)の農林

第十三条

法第八条第二項

(法第三十四条第

(新設)

(再評価の実施期間)

2 三三

## 略)

を提出してしなければならない。 の申請は、別記様式第十一号による申請書 法第七条第一項の規定による変更の登録

第七条第一項の規定による変更の登録につ 必要としない合理的理由がある場合におい 他の事項からみて当該資料の一部の提出を いて準用する ては、当該資料を提出することを要しない。 係る変更の内容に関連するものとする。た うち、法第七条第一項の規定による申請に 資料は、第二条第一項各号に掲げる資料の 第三条、第五条及び第七条の規定は、 法第七条第一項の農林水産省令で定める 、当該申請に係る農薬の使用方法その 法 3 |

三

変更の内容

(略)

三号の適用病害虫の範囲をいう。 適用病害虫の範囲 (法第二条第二項第 以下同

書を提出してしなければならない。 登録の申請は、 法第六条の 第 一項の規定による変更の

2

のとする 「登録票」と読み替えるも 第

第六条の二第一項の規定による変更の登録 について準用する。この場合において、 票」とあるのは、 三条中 ||再登録の申請の場合における登録 第二条から第三条の三までの規定は、 法

じ。)又は使用方法の変更の内容 別記様式第六号による申請

一〜三(略)

穫されるものにあっては、その収穫の直 期間」という。) において農薬を使用する 前の収穫とする。)から当該農作物等の収 は植付け(は種又は植付けのための準備 穫に至るまでの間(次号において「生育 作業を含み、果樹、茶その他の複数回収 農作物等の生産に用いた種苗のは種又

五 含有する有効成分の種類ごとの総使用 は、当該区分ごとの当該総回数とする。) 回数をいい、法第三条第九項に規定する 含有する農薬を使用することができる総 回数(生育期間において当該有効成分を の態様の区分ごとに記載されているとき 登録票に当該総回数が使用時期又は使用

六・七 (略)

(販売者の届出様式)

第十五条 法第十七条第一項の規定による届 出してしなければならない。 出は、別記様式第十三号による届出書を提

(農薬の表示の方法等)

第十四条 法第十六条 (法第三十四条第六項 器に添付することにより当該表示をするこ は表示事項の全てを印刷した票箋を貼り付 の包装。以下同じ。)に法第十六条の規定に 同条第四号から第九号までに掲げる事項に けることが困難なときは、表示事項のうち だし、容器に表示事項の全てを印刷し、又 票箋を貼り付けてしなければならない。た より表示すべき事項(以下「表示事項」と に入れないで販売する場合にあっては、そ よるものであり、かつ、農薬の容器(容器 使用者が読みやすく、理解しやすい用語に において同じ。)の規定による表示は、農薬 ついては、これを印刷した文書を農薬の容 いう。)を印刷し、又は表示事項を印刷した において準用する場合を含む。以下この条 とができる。

の表示は、適用農作物等の種類ごとに、次2 法第十六条第四号の登録に係る使用方法 に掲げる事項を記載してしなければならな

2

法第七条第五号の登録に係る使用方法の

条第五号から第十号までに掲げる事項につ く不適当なときは、表示事項のうち法第七

器に結び付けることにより当該表示をする いては、これを印刷した票せんを農薬の容

ことができる。

を印刷し、又は表示事項のすべてを印刷し らない。ただし、容器に表示事項のすべて 印刷した票せんをはり付けてしなければな 事項」という。)を印刷し、又は表示事項を

た票せんをはり付けることが困難又は著し

掲げる事項を記載してしなければならな 表示は、適用農作物等の種類ごとに、次に

ことができる総回数

いて「生育期間」という。)において農薬 作物等の収穫に至るまでの間(次号にお の収穫の直前の収穫とする。)から当該農 植物から収穫されるものにあつては、そ 作業を含み、果樹、茶その他の多年生の は植付け(は種又は植付けのための準備 を使用することができる総回数 農作物等の生産に用いた種苗のは種又

五 含有する有効成分の種類ごとの総使用 六・七 は、当該区分ごとの当該総回数とする。) の態様の区分ごとに記載されているとき 登録票に当該総回数が使用時期又は使用 回数をいい、法第二条第三項に規定する 含有する農薬を使用することができる総 回数(生育期間において当該有効成分を

(販売者の届出様式)

第八条 法第八条第一項又は第二項の規定に よる届出は、別記様式第七号による届出書 を提出してしなければならない。

(農薬の表示の方法等)

第七条 法第七条 (法第十五条の二第六項に おいて同じ。)の規定による表示は、農薬の おいて準用する場合を含む。以下この条に

の規定により表示すべき事項(以下「表示

容器(容器に入れないで販売する場合にあ

つては、その包装。以下同じ。)に法第七条

(製造者等による帳簿の保存)

第十六条 しくは加工し、又は輸入する者とする。 ら三年間保存しなければならない。 る者は、試験研究の目的で農薬を製造し若 法第二十条の帳簿は、最終の記載の日か (除草剤の表示の方法) 法第二十条の農林水産省令で定め

第十七条 りしなければならない。 表示は、次のいずれにも該当する方法によ て使用することができない旨を印刷し、 容器若しくは包装に除草剤を農薬とし 法第二十二条第一項の規定による

文字が明瞭に判読できること。 包装又は票箋の色と比較して鮮明でその 又はその旨を印刷した票箋を貼り付ける 表示に用いる文字の色が容器若しくは

なければならない。 は、次のいずれにも該当する方法によりし 法第二十二条第二項の規定による表示

<u>:</u>

(生産及び輸入数量等の報告義務)

第十八条 農薬の製造者又は輸入者は、毎年 り農林水産大臣に報告しなければならな 年の前年の十月からその年の九月までの期 性に関する情報を、別記様式第十四号によ の発生に関する情報、これらに対する影響 及び当該期間に把握した当該農薬の使用に 間における製造又は輸入数量、譲渡数量等 の登録の変更、 よる農作物等、人畜又は水産動植物への害 十月十日までに、農薬の種類ごとに、その のに関する情報その他の当該農薬の安全 !関する研究報告、外国における当該農薬 取消し又は失効に相当する

2 | 量等を、別記様式第九号により農林水産大 の前年の一月から十二月までの期間におけ 報告のほか、毎年一月十日までに、その年 る臭化メチルの製造又は輸入数量、 臣に報告しなければならない。 製造者又は輸入者は、前項の規定による

(帳簿の備付け等を要しない者)

第九条 法第十条の農林水産省令で定める者 は加工し、又は輸入する者とする。 は、試験研究の目的で農薬を製造し若しく

(除草剤の表示の方法)

第九条の二 法第十条の三第一項の規定によ る表示は、次のいずれにも該当する方法に よりしなければならない。

て使用することができない旨を印刷し、 容器若しくは包装に除草剤を農薬とし

三 表示に用いる文字の色が容器若しくは の文字が明瞭に判読できること。 包装又は票せんの色と比較して鮮明でそ

なければならない。 は、次のいずれにも該当する方法によりし 法第十条の三第二項の規定による表示

2

(生産及び輸入数量等の報告義務)

第十条農薬の製造者又は輸入者は、 の前年の十月からその年の九月までの期間 別記様式第九号により農林水産大臣に報告 月十日までに、農薬の種類ごとに、その年 における製造又は輸入数量、譲渡数量等を、 しなければならない 毎年十

第十九条 法第三十条第三項 (法第三十五条 ばならない。 る事項を記載した書面を提出してしなけれ 場合にあっては第一号に掲げる事項を、立 第三項において準用する場合を含む。)の規 原料(以下「農薬等」という。)を集取した 定による報告は、遅滞なく、農薬又はその 入検査をした場合にあっては第二号に掲げ

\_. \_\_ (略)

(センターの職員の身分を示す証明書の様

第二十条 法第三十条第四項(法第三十五条 第三項において準用する場合を含む。) にお よるセンターの職員の証明書は、 いて準用する法第二十九条第四項の規定に 第十五号によるものとする 別記様式

(削る)

号に掲げる事項を記載した書面を提出して 項を、立入検査をした場合にあつては第二 しなければならない。

<u>:</u>

第十条の三 法第十三条の二第四項 (法第十 (センターの職員の身分を示す証明書の様

は、別記様式第九号の二とする。 む。)の規定によるセンターの職員の証明書 五条の三第三項において準用する場合を含

(権限の委任)

第十一条 うことを妨げない。 ただし、農林水産大臣が自らその権限を行 産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。 法第十条の四の規定による農林水

用若しくは除草剤の販売の状況若しくは帳 農林水産大臣が自らその権限を行うことを 限は、地方農政局長に委任する。ただし 対し、農薬の製造、加工、輸入、 農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使 を集取させ、又は必要な場所に立ち入り、 査のため必要な数量の農薬若しくは除草剤 ずる権限及び関係職員にこれらの者から検 くは使用又は除草剤の販売に関し報告を命 者若しくは農薬使用者又は除草剤販売者に 大臣の権限のうち、製造者、輸入者、販売 法第十三条第一項の規定による農林水産 書類その他必要な物件を検査させる権 販売若し

は農薬使用者又は除草剤販売者に対し、 大臣の権限のうち、製造者、 法第十三条第三項の規定による農林水産 輸入者若しく

第十条の二 法第十三条の二第三 集取した場合にあつては第一号に掲げる事 又はその原料(以下「農薬等」という。)を む。)の規定による報告は、遅滞なく、農薬 五条の三第三項において準用する場合を含 三項 (法第十 十七号によりしなければならない

2 |

(国内管理人の変更の届出様式)

第二十一条 る届出は、別記様式第十六号による届出書 を提出してしなければならない。 (登録外国製造業者の通知手続) 法第三十四条第三項の規定によ

薬の使用による農作物等、人畜又は水産動 類別に、その年の前年の十月からその年の までに、同条第一項の登録に係る農薬の種 る国内管理人への通知は、毎年十月二十日 植物への害の発生に関する情報、これらに に限る。) 並びに当該期間に把握した当該農 譲渡先別譲渡数量(本邦に輸出されるもの 九月までの期間におけるその製造数量及び 農薬の安全性に関する情報を、 る当該農薬の登録の変更、取消し又は失効 対する影響に関する研究報告、外国におけ 1相当するものに関する情報その他の当該 法第三十四条第四項の規定によ 別記様式第

譲渡数量を、別記様式第十一号によりしな に規定する事項のほか、毎年一月二十日まの規定による国内管理人への通知は、前項 ければならない の期間におけるその製造数量及び譲渡先別 でに、その年の前年の一月から十二月まで 臭化メチルに係る法第十五条の二第四項

委任する。ただし、農林水産大臣が自らそ 物件を検査させる権限は、地方農政局長に 売の状況若しくは帳簿、書類その他必要な は必要な場所に立ち入り、農薬の製造、 数量の農薬若しくは除草剤を集取させ、 係職員にこれらの者から検査のため必要な 草剤の販売に関し報告を命ずる権限及び関 の権限を行うことを妨げない。 輸入若しくは使用若しくは除草剤の販 加

うことを妨げない。 ただし、農林水産大臣が自らその権限を行 大臣の権限は、地方農政局長に委任する。 法第十四条第二項の規定による農林水産

(国内管理人の変更の届出様式

第十二条 る届出は、別記様式第十号による届出書を 提出してしなければならない。 法第十五条の二第三項の規定によ

第十一号によりしなければならない 譲渡先別譲渡数量(本邦に輸出されるもの 類別に、その年の前年の十月からその年の までに、同条第一項の登録に係る農薬の種 る国内管理人への通知は、毎年十月二十日 に限る。次項において同じ。)を、別記様式 九月までの期間におけるその製造数量及び (登録外国製造業者の通知手続) 法第十五条の二第四項の規定によ

薬の製造、加工、輸入若しくは使用又は除 しなければならない。 (登録外国製造業者等による帳簿の保存)

第二十四条 国内管理人は、法第三十四条第 式第十八号により農林水産大臣に報告しな 該通知を受けた日から十日以内に、別記様 四項の規定による通知を受けたときは、当

(輸入者の届出様式)

第二十五条 を提出してしなければならない。 る届出は、別記様式第十九号による届出書 法第三十六条第一項の規定によ

(外国製造農薬の登録手続)

第二十六条 法第三十四条第一項の登録に係 申請書並びに法第三十四条第六項において 理人を経由して提出しなければならない。 準用する法第八条第三項の資料は、国内管 出書、第十条第二項又は第十二条第一項の 第三項若しくは第四項又は第二十一条の届 る法第七条第一項の登録票、第十条第一項、 項又は法第三十四条第六項において準用す 項又は第十条第一項の届出及び申請書、同 び資料、第二条第二項の農薬の見本及び検 査書、第四条第二項の申出書、第八条第一 定により農林水産大臣に提出する申請書及 する法第三条第二項又は第七条第一項の規 る農薬についての同条第六項において準用 (権限の委任)

第二十七条 法第二十三条の規定による農林 る。ただし、農林水産大臣が自らその権限 水産大臣の権限は、地方農政局長に委任す を行うことを妨げない

2 | 告を命ずる権限及び関係職員にこれらの者 くは農薬原体の製造その他の事項に関し報 係者に対し、農薬の製造、加工、輸入、販 売若しくは使用若しくは除草剤の販売若し 売者若しくは農薬使用者若しくは除草剤販 産大臣の権限のうち、製造者、輸入者、販 売者又は農薬原体を製造する者その他の関 法第二十九条第一項の規定による農林水

(新設)

第二十三条 法第三十四条第四項及び第五項 の帳簿は、最終の記載の日から三年間保存

(国内管理人の報告義務)

第十四条 国内管理人は、前条の規定による

(国内管理人の報告義務)

通知を受けたときは、当該通知を受けた日

より農林水産大臣に報告しなければならな から十日以内に、別記様式第十一号の二に

ければならない。

第十五条

法第十五条の四第一項又は第二項

(輸入者の届出様式)

(外国製造農薬の登録手続)

よる届出書を提出してしなければならな の規定による届出は、別記様式第十二号に

第十六条 類並びに農薬の見本、第一条、 条の二又は第五条第一項の届出及び申請書 項又は法第六条の二第一項の登録票、第四 項又は第六条第二項の申請書、第二条第二 及び残留性に関する試験成績を記載した書 提出する申請書、農薬の薬効、 提出しなければならない。 十二条の届出書は、 並びに第五条第一項若しくは第三項又は第 含む。)の検査書、第一条の二、第五条第 条の二第一項の規定により農林水産大臣に る農薬についての法第二条第二項又は第六 (第六条第三項において準用する場合を 法第十五条の二第一項の登録に係 国内管理人を経由して 第五条第二 薬害、毒性

(新設)

権限を行うことを妨げない。 必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、 その原料若しくは除草剤を集取させ、又は 件を検査させる権限は、地方農政局長に委 販売若しくは農薬原体の製造その他の事項 から検査のため必要な数量の農薬若しくは 仕する。ただし、農林水産大臣が自らその 状況若しくは帳簿、書類その他必要な物 販売若しくは使用若しくは除草剤の

必要な数量の農薬若しくはその原料若しく 農林水産大臣が自らその権限を行うことを 限は、地方農政局長に委任する。ただし、 簿、書類その他必要な物件を検査させる権 使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原 ち入り、農薬の製造、 及び関係職員にこれらの者から検査のため 製造その他の事項に関し報告を命ずる権限 農薬原体を製造する者その他の関係者に対 くは農薬使用者若しくは除草剤販売者又は 産大臣の権限のうち、製造者、 は除草剤を集取させ、又は必要な場所に立 の製造その他の事項の状況若しくは帳 しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の 法第二十九条第三項の規定による農林水 農薬の製造、加工、輸入若しくは使用 加工、輸入若しくは 輸入者若し

産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。 うことを妨げない。 ただし、農林水産大臣が自らその権限を行 法第三十一条第二項の規定による農林水

(提出書類の通数)

第二十八条 第一条、第十条第二項、第十一 四条第二項の申出書、第八条第一項又は第 条第二項又は第十二条第一項の申請書、第 同条第三項若しくは第四項、第十五条、第 八条、第十九条又は第二十四条の報告書は、 一十一条又は第二十五条の届出書は、正本 通を提出しなければならない。 通及び副本一通を、第五条第二項、第十 条第一項の届出及び申請書並びに同項、

(提出書類の通数

第十七条 第一条の申請書は、正本一通及び の申請書は、正本一通及び副本一通を、第出書並びに第五条第二項又は第六条第二項 若しくは第四項、第八条又は第十二条の届 の届出及び申請書、第五条第一項、 十四条の報告書は、 副本二通を、第四条の二又は第五条第 ならない 二条の二第三項、 第十条第十条の二又は第 一通を提出しなければ 第三項 項

> 別記様式第一号から別記様式第十二号までを次のように改める。 様式第1号(第1条関係)

## 農薬登録申請書

冊 耳 Ш

消印をし 収入印紙

ないこ

農林水産大臣 礟

天名 法人の場合にあっては、 の名称及び代表者の氏名 N

卫

項)の規定に基づき下記により農薬の登録を申請します。 農薬取締法第3条第2項 (第34条第6項において準用する同法第3条第2

- の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所 農薬取締法第34条第1項の登録であるときは、国内管理人の氏名
- 農薬の種類及び名称
- 農薬の物理的化学的性状
- 農薬の有効成分の種類及び含有濃度
- 農薬のその他の成分の種類及び含有濃度 (15 に掲げる事項を除く。)
- 農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法
- 農薬の使用上の注意事項
- 水産動植物に有毒な農薬については、その旨 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法
- その冒 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、
- 農薬の貯蔵上の注意事項
- 農薬の製造場の名称、所在地及び製造責任者の氏名
- 農薬の製造方法
- 類及び材質並びにその内容量 販売しようとする農薬については、その販売に係る容器又は包装の種
- 農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度
- 農薬原体を製造する者の氏名(法人の場合にあっては、その名称)及び住

 $\downarrow$ 

- 17 農薬原体の製造場の名称及び所在地18 農薬原体の主要な製造工程
- (日本工業規格A4)

#### 離 兆・

- 収入印紙は、正本にのみ貼り付けること。
- 氏名 (法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名) を自署する場合においては、押印を省略することができる。 輪 1 農薬でもストキロー10 農薬で制造者在老の氏名 | みだ [13 農薬
- 輸入農薬であるときは、「12 農薬の製造責任者の氏名」及び「13 農薬 )製造方法」は、記載することを要しない。 「6 典素の適用症宝虫の額囲みが使用も光」の使用も注は、適用曲を
- の数垣刃伝」は、記載することを安しない。 「6 農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法」の使用方法は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載すること。
- 単位面積当たりの使用量の最高限度及び最低限度を配品が、無井・されて、これではない。
- . 希釈倍数 (農薬の希釈をした場合におけるその希釈の倍数をいう。) の 最高限度及び最低限度

農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け(は種又は植付けのた

めの準備作業を含み、果樹、茶その他の複数回収穫されるものにあっては、その収穫の直前の収穫とする。)から当該農作物等の収穫に至るまでの間(五において「生育期間」という。)において農薬を使用することができる総回数

報

使用時期

- . 含有する有効成分の種類ごとの総使用回数(生育期間において当該有効成分を含有する農薬を使用することができる総回数をいい、農薬の安全かつ適正な使用の確保を図るため使用時期又は使用の態様ごとに区分する必要があるときは、当該区分ごとの当該総回数とする。)
- 散布、混和その他の使用の態様
- 一から六までに掲げるもののほか、農薬の使用方法に関し必要な事項

様式第2号

(第2条関係)

# 農薬登録申請見本検査書

- 1 農薬の種類及び名称
- 農薬の有効成分の含有濃度

0

農薬の有効成分の検査方法

 $\omega$ 

検査責任者の氏名及び所属

4

Д

併

 <td rowspan="2" color="1" c

(日本工業規格A4)

氏名 (法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名) を自署する場合においては、押印を省略することができる。

龕

析

様式第3号(第4条関係)

平 国

Ш

資料省略申出書

農林水産大臣

骤

氏名

の名称及び代表者の氏名 、法人の場合にあっては、 ψ

田

빤

の規定に基づき下記のとおり資料の提出の省略を希望します。

農薬取締法第3条第3項(第34条第6項において準用する同法第3条第3項)

省略を希望する資料の内容

農薬の種類及び名称

0

妣 場合においては、押印を省略することができる。 氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)を自署する (日本工業規格A4)

龕

様式第4号 (第5条関係)

農薬の審査結果報告書

平 田

Ш

農林水産大臣

骤

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長

て準用する同令第5条第2項)の規定に基づき下記のとおり審査結果を報告し 農薬取締法施行規則第5条第2項(第11条第4項又は第12条第2項におい

뺍

び代表者
の場合にあっては、
名(法人

(日本工業規格A4)

無光 現に登録を受けている農薬であるときは登録番号を記載すること。

るときはその内容を記載すること。 審査結果の欄は、農薬取締法第4条第1項各号のいずれかに該当す

2

理事長の氏名を自署する場合においては、押印を省略することがで

ಬ

 $\circ$ 

農林水産大臣

骤

様式第5号(第8条関係)

農薬登録票書替交付(交付)申請書 相続(合併、分割、事業の譲渡し)による地位の承継の届出及び

併  $\mathbb{H}$ Ш

消印をし ないこと 収入印紙

氏名(

の名称及び代表者の氏名 法人の場合にあっては、

프

地位を承継したので、農薬取締法第5条第3項(第34条第6項において準用 下記のとおり相続(合併、分割、事業の譲渡し)により登録を受けた者の

する同法第5条第3項)の規定に基づき届け出るとともに登録票の書替交付

빤

報

(交付) を申請します。

場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所 農薬取締法第34条第1項の登録であるときは、国内管理人の氏名(法人の

- 相続(合併、分割、事業の譲渡し)により地位を承継した年月日
- 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 承継に係る農薬の登録番号及び名称

4

(日本工業規格A4)

強続 収入印紙は、正本にのみ貼り付けること。

する場合においては、押印を省略することができる。 (法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)を自署

> 様式第6号 (第10条関係)

農薬登録申請書記載事項変更届

升 П

Ш

農林水産大臣

骤

6条第2項(第34条第6項において準用する同法第6条第2項)の規定に基づ 下記のとおり農薬登録申請書の記載事項に変更を生じたので、農薬取締法第

氏名 住所

. の名称及び代表者の氏名 法人の場合にあっては、

ψ

프

き届け出ます。

뺍

農薬の登録番号及び名称

変更を生じた年月日

2

変更を生じた事項及び変更の内容

ω

変更の理由

(日本工業規格A4)

龕 場合においては、押印を省略することができる。 氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)を自署する

様式第7号 (第10条関係)

農薬登録票記載事項変更届及び書替交付申請書

併 田 Ш

消印をし 収入印紙

農林水産大臣 礟

氏名

ないこと

下記のとおり農薬登録票記載事項に変更を生じたので、農薬取締法第6条第

、の名称及び代表者の氏名 法人の場合にあっては、そ

丑

出るとともに登録票の書替交付を申請します。

2項(第34条第6項において準用する同法第6条第2項)の規定に基づき届け

빤

農薬の登録番号及び名称

変更を生じた年月日

2

変更を生じた事項及び変更の内容

 $\omega$ 

変更の理由

(日本工業規格A4)

推入 収入印紙は、正本にのみ貼り付けること。

する場合においては、押印を省略することができる。 氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)を自署

> 様式第8号 (第10条関係)

農薬登録票再交付申請書

侢 田

> $\square$ 収入印紙

、 治印をし ないこと

農林水産大臣 礟

氏名( 住所 法人の場合にあっては、

卫

の名称及び代表者の氏名

下記農薬の登録票を滅失(汚損)したので、農薬取締法第6条第3項(第34

を申請します。 条第6項において準用する同法第6条第3項)の規定に基づき登録票の再交付

빤

農薬の登録番号及び名称

(日本工業規格A4)

龕 妣 収入印紙は、正本にのみ貼り付けること。

する場合においては、押印を省略することができる。 氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)を自署

様式第9号(第10条関係)

農薬製造(加工、輸入)廃止届

件 Ш

Ш

農林水産大臣

飘

農林水産大臣

礟

氏名

、の名称及び代表者の氏名 法人の場合にあっては、 M

프

出ます。 5項(第34条第6項において準用する同法第6条第5項)の規定に基づき届け 下記のとおり農薬製造(加工、輸入)を廃止したので、農薬取締法第6条第

뺍

報

農薬の登録番号及び名称

農薬製造(加工、輸入)を廃止した年月日

2

(日本工業規格A4)

場合においては、押印を省略することができる。 氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)を自署する

> 樣式第 10 号 (第10条関係)

農薬の登録を受けた法人の解散届

併 旦

Ш

住所

氏名 프

条第6項)の規定に基づき届け出ます。 が解散したので、同法第6条第6項(第34条第6項において準用する同法第6 下記のとおり農薬取締法第3条第1項 (第34条第1項) の登録を受けた法人

- 解散した法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 農薬の登録番号及び名称

0

- ω 解散の年月日
- 4 解散の理由

編光 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。 (日本工業規格A4)

뺍

申請します。

徧

農林水産大臣

礟

様式第 11 号 (第11条関係)

農薬登録事項変更登録申請書

併 田

収入印紙

Ш

消印をし ないこと

氏名

法人の場合にあっては、 、の名称及び代表者の氏名 丑

下記のとおり登録に係る事項を変更したいので、農薬取締法第7条第1項 (第

34条第6項において準用する同法第7条第1項)の規定に基づき変更の登録を

뺍

農薬の登録番号及び名称

旨及び内容 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、 20

 $\omega$ 

2

変更の内容

(日本工業規格A4)

批 収入印紙は、正本にのみ貼り付けること。

する場合においては、押印を省略することができる。 氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)を自

> 様式第 12 号 (第12条関係)

再評価申請書

侢 田

Ш

ないこと 消印をし 収入印紙

農林水産大臣 礟

住所

**开**名 の名称及び代表者の氏名 法人の場合にあっては、 亞

申請します。 する同法第8条第1項)の規定に基づき再評価を受けるべき旨を公示されたこ とから、農薬取締法施行規則第12条第1項の規定に基づき下記により再評価を 登録を受けた農薬が、農薬取締法第8条第1項(第 34 条第6項において準用

쌤

- の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所 農薬取締法第34条第1項の登録であるときは、国内管理人の氏名(法人
- 農薬の登録番号、種類及び名称
- 農薬の物理的化学的性状
- 農薬の有効成分の種類及び含有濃度
- 農薬のその他の成分の種類及び含有濃度(15 に掲げる事項を除く。)
- 農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法

6

- 農薬の使用上の注意事項
- 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

 $\infty$ 

- 水産動植物に有毒な農薬については、その旨
- 10 元の元 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、
- 農薬の貯蔵上の注意事項
- 農薬の製造場の名称、所在地及び製造責任者の氏名
- 農薬の製造方法
- 14 販売しようとする農薬については、その販売に係る容器又は包装の種 類及び材質並びにその内容量
- 農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度

- 17 16 農薬原体を製造する者の氏名(法人の場合にあっては、その名称)及び
- 農薬原体の製造場の名称及び所在地
- 農薬原体の主要な製造工程

18

(日本工業規格A4)

### 無光

- 収入印紙は、正本にのみ貼り付けること。
- 場合においては、押印を省略することができる。 氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名) を自署する
- の製造方法」は、記載することを要しない。 輸入農薬であるときは、「12 農薬の製造責任者の氏名」及び「13 東東楽
- 物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載すること。 「6 農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法」の使用方法は、適用農作
- 単位面積当たりの使用量の最高限度及び最低限度
- 最高限度及び最低限度 希釈倍数(農薬の希釈をした場合におけるその希釈の倍数をいう。)
- 使用時期

報

- の間(五において「生育期間」という。)において農薬を使用することが めの準備作業を含み、果樹、茶その他の複数回収穫されるものにあって は、その収穫の直前の収穫とする。)から当該農作物等の収穫に至るまで 農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け(は種又は植付けのた
- する必要があるときは、当該区分ごとの当該総回数とする。 全かつ適正な使用の確保を図るため使用時期又は使用の態様ごとに区分 効成分を含有する農薬を使用することができる総回数をいい、農薬の安 含有する有効成分の種類ごとの総使用回数(生育期間において当該有
- 散布、混和その他の使用の態様
- 一から六までに掲げるもののほか、農薬の使用方法に関し必要な事項

様式第 13 号 (第 15 条関係)

別記様式第十二号の次に次の七様式を加える。

農薬販売

(廃止、変更) H

升 耳

都道府県知事 骤

氏名「法人の場合にあっては、

卫

.の名称及び代表者の氏名

農薬取締法第 17 条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

쏌

販売所の所在地

(日本工業規格A4)

析 する場合においては、押印を省略することができる。 (法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)を自署

徧

事務所その他これに準ずる場所を記載すること。 合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあっては、販売者の 販売所の所在地」は、インターネットを利用して販売する場 様式第14号(第18条関係)

dh de Adam.	(±A → )	MAY EST		with the	A DE 00	) w 14-4m 4m (t. 4-
農楽製造	(鰤人)	数量.	譲渡数量等及	び農薬の安	全性に関う	する情報報告書

年 月 日

囙

農林水産大臣 殿

会社コード 住所 氏名 (法人の場合にあっては、そ の名称及び代表者の氏名 (担当者の氏名及び所属)

農薬取締法施行規則第 18 条の規定に基づき 年 月から 年 月までの期間における農薬の製造(輸入)数量、 譲渡数量等及び農薬の安全性に関する情報を下記のとおり報告します。

記

1 農薬製造(輸入)数量、譲渡数量等

登録	農薬の	農薬の名	農薬の	前年9月末	製造(輸	販売	その他	返品	9月末在庫	価格
番号	種類	称	種 類	在庫量	入)数量	数量	の譲渡	数量	量	
			コード				数量			

2 農薬の安全性に関する情報

農薬の登録番号、名称及び有効成分名

前該農薬の使用による農作物等、人畜又は水産	
h植物への害の発生に関する情報	
育該農薬の使用による農作物等、人畜又は水産	
植物に対する影響に関する研究報告	
国における当該農薬の登録の変更、取消し又	
は失効に相当するものに関する情報	
の他の当該農薬の安全性に関する情報	
	4該農薬の使用による農作物等、人畜又は水産 が植物への害の発生に関する情報 4該農薬の使用による農作物等、人畜又は水産 が植物に対する影響に関する研究報告 ト国における当該農薬の登録の変更、取消し又 は失効に相当するものに関する情報 この他の当該農薬の安全性に関する情報

(日本工業規格A4)

- 備考 1 氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。
  - 2 数量の単位は、キログラム又はリットルとすること。
  - 3 価格の欄は、集計期間における工場渡し平均価格(円/キログラム又はリットル)を記入すること。
  - 4 本様式による報告書に代えて、その記載事項を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)による報告を行っても差し支えない。

**様式第 15 号** (表面) (第20条関係)

農薬取締法の規定により 立入検査等をする職員の 徭 中 真 中 生年月 職名 安全技術センター理事長 独立行政法人農林水産消費 Ш 年 併 且 田 Ш 日及付 田

729条 (報告及び検査) 農薬取締法 (抜粋)

から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取さ を支払わなければならない。 農薬原体の製造その他の事項に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者 農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは 第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定の施行に必要な限度において、 8項、第9条第2項及び第3項、第10条第1項、第16条、第18条第1項及 薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によってその対価 しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農 は使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若 び第2項、第19条、 し、都道府県知事は販売者に対し、第3条第1項、第4条第1項、第7条第 用者若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者に対 若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しく 農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使 第21条、第23条、第24条、 第25条第3項、第26条

- ったときは、第1項又は前項の規定により集取又は立入検査をする職員は、 その身分を示す証明書を示さなければならない。 第1項又は前項の場合において、第1項又は前項に掲げる者から要求があ
- めに認められたものと解釈してはならない。 第1項及び第3項の規定による集取及び立入検査の権限は、犯罪捜査のた

(センターによる検査)

- 第30条 書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬又はその原 売若しくは使用若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、 原料を集取させ、又は必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販 を製造する者その他の関係者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその 料を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。 センターに、製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者又は農薬原体 農林水産大臣は、前条第1項の場合において必要があると認めるとき
- 要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。 る場合には、センターに対し、 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに集取又は立入検査を行わせ 当該集取又は立入検査の期日、場所その他必
- ついて準用する。 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の規定による集取又は立入検査に

(国内管理人に係る報告及び検査)

第35条 農林水産大臣又は環境大臣は、国内管理人に対し、その業務に関し報 物件を検査させることができる。 告を命じ、 又はその職員に必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な

- とができる。 一に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させるこ 農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センタ
- それぞれ準用する。 第30条第2項から第4項までの規定は前項の規定による立入検査について、 第29条第4項及び第5項の規定は第1項の規定による立入検査について、
- 第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、 円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 6月以下の慜役若しくは30

Е 報告をし、又は同条第1項若しくは第3項若しくは第30条第1項の規定に よる集取若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 第29条第1項若しくは第3項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の

が著れ 同項若しくは同条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し 第35条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、

強減 大きさは、縦 11 センチメートル、横 15 センチメートルとする

> **様式第 16 号** (第 21 条関係)

国内管理人変更届

升 田

П

農林水産大臣 骤

**开**名 住所 法人の場合にあっては、 ψ

프

の名称及び代表者の氏名

基づき届け出ます。 下記のとおり国内管理人を変更したので、農薬取締法第34条第3項の規定に

빤

農薬の登録番号及び名称

<del>---</del>

変更した年月日

2

 $\omega$ 者の氏名) 及び住所 変更前後の国内管理人の氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表

変更の理由

(日本工業規格A4)

雇 妣 場合においては、押印を省略することができる。 氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)を自署する 様式第17号(第22条関係)

ш	<b>薬製浩数</b> 量	シスケビ	<b>全海米</b>	トサイドノア	典事の生	2个州)~	則十ス	(幸和) 禹知	<b>±</b>
177	(本) (本) (日 (大) (日	ュルソ ( ハi	前港 (125 安)( 耳	1 MD ( ) V.	高 少り フ	T-14-1	財命の	1月 五四 1田 4月	丰

年 月 日

印

殿

 会社コード
 住所

 氏名(法人の場合にあっては、そ)
 の名称及び代表者の氏名

 (担当者の氏名及び所属)

農薬取締法施行規則第 22 条の規定に基づき 年 月から 年 月までの期間における農薬の製造数量及び譲渡数量並びに農薬の安全性に関する情報を下記のとおり通知します。

記

### 1 農薬製造数量及び譲渡数量

登	録		番		号	
農	薬	の	種		類	
農	薬	の	名		称	
農	薬の	種 類	コ		ド	
製	造		数		量	
譲》	度先別譲渡	数量	譲	渡	先	

譲 渡 数 量		
and the section of the first s		
2 農薬の安全性に関する情報		
農薬の登録番号、名称及び有効成分名		
当該農薬の使用による農作物等、人畜又は水産		
動植物への害の発生に関する情報		
当該農薬の使用による農作物等、人畜又は水産		
動植物に対する影響に関する研究報告		
外国における当該農薬の登録の変更、取消し又		
は失効に相当するものに関する情報		
その他の当該農薬の安全性に関する情報		

(日本工業規格A4)

- 備考 1 氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。
  - 2 数量の単位は、キログラム又はリットルとすること。
  - 3 譲渡先別譲渡数量は、本邦に輸出されるものに限る。
  - 4 本様式による通知書に代えて、その記載事項を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)による通知を行っても差し支えない。

様式第 18 号 (第 24 条関係)

農薬製造数量及び譲渡数量並びに農薬の安全性に関する情報報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所 氏名 (法人の場合にあっては、そ の名称及び代表者の氏名 (担当者の氏名及び所属)

農薬取締法施行規則第 22 条の規定に基づき、農薬の製造数量及び譲渡数量並びに農薬の安全性に関する情報が別紙のとおり通知されたので、同令第 24 条の規定に基づき報告します。

(日本工業規格A4)

- 備考 1 別紙として、様式第17号の写しを添付すること。
  - 2 氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。
  - 3 本様式による報告書及び別紙に代えて、その記載事項を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定 の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)による報告を行っても差し支えない。

(日本工業規格A4) 備考 氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2 農薬取締法第36条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。 農林水産大臣 農薬の登録番号及び名称 届出事項中に変更を生じたときは、 骤 外国製造農薬輸入(変更、 氏名 住所 .の名称及び代表者の氏名 法人の場合にあっては、 Ш 変更前後の届出事項 廃止)  $\mathbb{H}$ 4 併 П 哥 Ш

様式第19号 (第25条関係)

第二十三条

第二条 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和五十一年農林省令第三十五号)の一部 を次のように改正する。 (飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正)

部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線

		(種苗法施行規則の一部改正)
	2~5 (略)	2~5 (略)
	(2)~ $(5)$ (略)	$(2)\sim(5)$ (略)
	ン~シ (略)	ソ〜ツ (晃)
	(略)	(昭)
	含まれてはならない。	まれてはならない。
	れ同表の第3欄に定める量を超えて	同表の第3欄に定める量を超えて含
	第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞ	2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ
	物質を含む。以下同じ。)は、同表の	質を含む。以下同じ。)は、同表の第
44	の物質が化学的に変化して生成した	物質が化学的に変化して生成した物
	う。以下同じ。)の成分である物質(そ	以下同じ。)の成分である物質(その
	1条の2第1項に規定する農薬をい	2条第1項に規定する農薬をいう。
	薬取締法(昭和23年法律第82号)第	薬取締法(昭和23年法律第82号)第
	セ 次の表の第1欄に掲げる農薬(農	セ 次の表の第1欄に掲げる農薬(農
	ア〜ス (略)	ア〜ス (晃)
	(1) 飼料一般の成分規格	(1) 飼料一般の成分規格
	及び保存の方法及び表示の基準	及び保存の方法及び表示の基準
	1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用	1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用
	別表第1(第1条関係)	別表第1(第1条関係)
	改正前	改正後

第三条 種苗法施行規則(平成十年農林水産省令第八十三号)の一部を次のように改正する。 部分のように改める 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線

(指定種苗の表示事項)  3 法第五十九条第一項第六号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 食用及び飼料の用に供される農林水産植物(果樹を除く。以下「食用農林水産植物」という。)の種苗であって、農薬(農植物」という。)の種苗であって、農薬(農植物」という。)の種苗であって、農薬(農植物」という。)の種苗であって、農薬(農植物」という。)の種苗であって、農薬(農植物」という。)の種苗であって、農薬(農村水産省合・環境省令で定める農薬を定める省合・環境省令で定める農薬を定める省合・環境省令のとおり、	改正後
(指定種苗の表示事項) 第二十三条 (略) 2 (略) 3 法第五十九条第一項第六号の農林水産省 令で定める事項は、次のとおりとする。 一 食用及び飼料の用に供される農林水産 植物(果樹を除く。以下「食用農林水産 植物」という。)の種苗であって、農薬(農 種物」という。)の種苗であって、農薬(農 で定める事項は、次のとおりとする。 一 食用及び飼料の用に供される農林水産 植物」という。)の種苗であって、農薬(農	改正前

用回数)をいう。) 載されているときは、 したものについては、その旨並びに使用 使用時期又は使用の態様の区分ごとに記 装に同項第五号に規定する総使用回数が 農薬を使用した回数(農薬の容器又は包 育期間において当該有効成分を含有する 行規則(昭和二十六年農林省令第二十一 当該種類ごとの使用回数(農薬取締法施 した農薬に含有する有効成分の種類及び に掲げる農薬をいう。以下同じ。)を使用 第十四条第二項第四号に規定する生 当該区分ごとの使

> 薬を使用した回数(農薬の容器又は包装 期間において当該有効成分を含有する農 号)第七条第二項第四号に規定する生育

に同項第五号に規定する総使用回数が使

当該種類ごとの使用回数(農薬取締法施 した農薬に含有する有効成分の種類及び したものについては、その旨並びに使用 に掲げる農薬をいう。以下同じ。)を使用

行規則(昭和二十六年農林省令第二十一

回数)をいう。) されているときは、 用時期又は使用の態様の区分ごとに記載

当該区分ごとの使用

略) <u>-</u> <u>÷</u> <u>=</u> 略)

第四条 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則(平成十一年農林水産省令第 六十九号)の一部を次のように改正する。 (持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則の一部改正)

部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線

十三(略)	う。)	帝云 5年 1月 17 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	する昆虫のフェロモン作用を有する物質十二 フェロモン剤利用技術(農作物を害	五~十一 (略)	利用する技術をいう。)	第三十四条第一項の登録を受けたものを	の天敵であって、同法第三条第一項又は	二十三年法律第八十二号)第二条第二項	四 生物農薬利用技術(農薬取締法(昭和	一~三 (略)	技術は、次に掲げるものとする。	3 法第二条第三号の農林水産省令で定める	2 (略)	第一条 (略)	(持続性の高い農業生産方式に係る技術)	改正後
十三(略)	「河の登録を受けたものを使用する技術を項の登録を受けたものを使用する技術を	を有効成分とする薬剤であって、農薬取を有効成分とする薬剤であって、農薬取	する昆虫のフェロモン作用を有する物質十二 フェロモン剤利用技術(農作物を害	五~十一 (略)	ものを利用する技術をいう。)	又は第十五条の二第一項の登録を受けた	二項の天敵であって、同法第二条第一項	二十三年法律第八十二号)第一条の二第	四 生物農薬利用技術(農薬取締法(昭和	一~三 (略)	技術は、次に掲げるものとする。	3 法第二条第三号の農林水産省令で定める	2 (略)	第一条 (略)	(持続性の高い農業生産方式に係る技術)	改正前

用に関する法律施行規則の一部改正) (農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利

第五条 農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術 の利用に関する法律施行規則(平成十七年農林水産省令第五十六号)の一部を次のように改正する。 部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線

	農薬取締法	(略)	別表第二(第五条関係)	(略)	号) 十三年法律第八十二 農薬取締法(昭和二	(略)	別表第一(第三条関係)	改正
	五項第二十条並びに第三	(略)		(略)	五項第二十条並びに第三	(略)		後
(姓)	農薬取締法	(略)	別表第二(第五条関係)	(略)	号)	(略)	別表第一(第三条関係)	改正
(五年)	第十条並びに第十五 第一条がは第十五	(略)	)	(略)	第十条並びに第十五 条の二第四項及び第	(略)		前

# 第二章 経過措置

第六条 農薬取締法の一部を改正する法律附則第四条第一項の農林水産省令で定める期間は、 八年とする。 概ね十

附 則

1 この省令は、 農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年十二月一日) から施行す

(経過措置)

2 出された届出書、旧令別記様式第四号により提出された届出及び申請書、旧令別記様式第五号によ り提出された申請書、旧令別記様式第五号の二により提出された届出書、旧令別記様式第五号の三 様式第九号により提出された届出書、 第七号により提出された届出及び申請書、新令別記様式第八号により提出された申請書、新令別記 号により提出された届出及び申請書、新令別記様式第六号により提出された届出書、新令別記様式 条の規定による改正後の農薬取締法施行規則(以下この項において「新令」という。)別記様式第五 号の二により提出された報告書及び旧令別記様式第十二号により提出された届出書は、それぞれ同 号により提出された届出書、旧令別記様式第十一号により通知された通知書、旧令別記様式第十一 り提出された報告書、旧令別記様式第九号の二により交付された職員の証明書、旧令別記様式第十 により提出された届出書、旧令別記様式第七号により提出された届出書、旧令別記様式第九号によ 令」という。)別記様式第二号の三により提出された届出及び申請書、旧令別記様式第三号により提 この省令の施行前に第一条の規定による改正前の農薬取締法施行規則(以下この項において「旧 新令別記様式第十号により提出された届出書、 新令別記様式

> 記様式第十七号により通知された通知書、新令別記様式第十八号により提出された報告書及び新令第十五号により交付された職員の証明書、新令別記様式第十六号により提出された届出書、新令別 別記様式第十九号により提出された届出書とみなす。 第十三号により提出された届出書、新令別記様式第十四号により提出された報告書、新令別記様式